

「相模原市中小企業研究開発補助金」

一般型・新型コロナウイルス関連型を募集します！

相模原市では、市内中小企業者の新製品・新技術開発や新分野進出を支援する『相模原市中小企業研究開発補助金』の募集を開始しますのでお知らせします。

今年度は、新たに新型コロナウイルス関連型を創設します。研究開発に意欲的に取り組む中小企業を支援することで、地域産業の活性化を図ってまいります。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

【相模原市中小企業研究開発補助金募集概要】

申込受付期間	令和2年8月17日（月）から9月23日（水）まで	
種別	一般型	新型コロナウイルス関連型
対象	市内に事業所を有し、単独又は共同で新技術・新製品開発等の研究開発を行っている市内中小企業者	
補助内容	新製品・新技術の研究開発に必要な経費を補助	新型コロナウイルス感染症対策に資する新製品・新技術の研究開発に必要な経費を補助
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の3/4以内
補助額	50万円以上200万円以下（※）	50万円以上300万円以下
補助対象期間	交付決定日から令和3年3月末日まで	令和2年4月1日から令和3年3月12日まで
申請方法	産業支援課まで申請書類を郵送にてお申込みください。詳しくは市HP (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/josei/1003311.html) をご覧ください。	

（※）大学等研究機関からの技術支援を受ける「産学連携枠」や市民サービスの向上に資する「行政課題対応枠」は50万円以上300万円以下とします。

【問合せ先】

環境経済局 経済部 産業支援課

電話：042-769-8237（直通）

担当：西島・寺嶋

令和2年度 相模原市中小企業研究開発補助金 【一般型】

研究開発テーマ募集のご案内

市内中小企業者等の新製品・新技術開発や新分野進出を支援するため、研究開発に要する経費の一部を補助する『相模原市中小企業研究開発補助金【一般型】』の研究開発テーマを募集します。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

*** 一般型募集概要 ***

○対象

市内に事業所を有し、単独又は共同で新技術・新製品開発等の研究開発を行う中小企業者等が対象です。

○補助率及び補助金額

補助率：研究開発に要する経費の1/2以内

補助額：(1案件につき)50万円以上200万円以下です。

※産学連携枠(大学等研究機関からの技術支援を受けて実施する研究開発)や行政課題対応枠(市民サービスの向上につながる行政課題に対応した研究開発)の場合、50万円以上300万円以下とします。

○補助対象期間 単年度(交付決定日から当該年度末日まで)

○採択件数 3~4件程度を予定しております。

○申込受付期間 令和2年8月17日(月)~9月23日(水)必着

○選考方法 外部専門家(学識経験者、技術専門家、税理士等)の意見を聞き、評価を行います。

○申請書類 申込受付前に相模原市ホームページにて公開します。

公開日は令和2年8月13日(木)を予定しております。

相模原市ホームページ(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>)からダウンロードするか、産業支援課までご連絡ください。

相模原市ホームページの

[産業・ビジネス](#) → [事業者向け情報](#) → [事業主向け助成制度](#) →

[新製品・新技術の研究開発に関する助成制度\(中小企業研究開発補助金\)](#)について
をご覧ください。

○申込み先

産業支援課(市役所本館5階)まで郵送にてお申込ください。

○問い合わせ先

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援課(担当:西島・寺嶋)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15(市役所本館5階)

TEL:042-769-8237(直通)

★応募にあたっての注意点★

募集要領も併せてご確認ください。

●補助対象事業について

補助対象事業は、市内中小企業者が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発です。ただし、以下の場合は、対象となりません。

- ①研究内容が既に他において完成されたものと同じのものとなされる場合
- ②申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委託する場合
- ③当該研究開発目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合

●補助対象者の要件について

補助金の申請ができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業に係る研究開発拠点が市内である中小企業者等であり、相模原市が課税する市税を完納している者。なお、中小企業者とは次に掲げるものとします。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、一部補助対象とならない団体等があります）

なお、株主や役員の構成（例：発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業の所有）等により、補助対象者とならない場合があります。

●補助対象経費について

補助対象となる主な経費については以下のとおりです。（詳しくはお問い合わせください）

- ①原材料費
- ②機械装置・工具器具費
- ③外注加工費
- ④技術指導受入れ費
- ⑤直接人件費
- ⑥研究開発委託費（中小企業団体のみ）

●審査について

（1）審査の基準

- ①技術評価（研究内容の新規性、基礎技術、研究開発体制、研究方法等）
- ②事業化評価（開発成果の市場性や事業化に向けた計画・体制等）
- ③経理評価（資金の調達能力、企業内容等）

（2）審査結果の通知等

審査の結果（採択及び不採択）については、速やかに提案者に対して書面をもって通知します。また、採択された研究開発事業については、提案者名及びテーマ名等を市ホームページにて公表します。

●その他

（1）研究成果の帰属

補助事業を実施した結果得られた工業所有権（特許権、実用新案権など）は、補助事業者に帰属します。

（2）補助金の支払い

補助金は、原則として補助事業終了後の支払いとなります。

（3）同一の研究開発テーマで他の補助金等を受けるものについては応募できません。

（4）公平性等の観点から、過去に本補助金に採択された場合、補助事業終了後3年間は当該補助金の申請はできません。

☆以下のとおり、本補助金の公募説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

◆◆相模原市中小企業研究開発補助金公募説明会のオンライン開催について◆◆

日 程：令和2年8月25日（火）15：00～16：30

開催方法：オンライン（ZOOMを用いて開催します。）

対 象：本補助金への応募をご検討されている方

共 催：（株）さがみはら産業創造センター

参加申込：別紙のとおり、FAX（042-770-9077）又はWEBサイト（<https://www.sic-sagamihara.jp/>）より、お申し込みください。お申し込み受付後、参加URLや視聴方法などに関するご案内を、E-Mailにてご連絡いたします。

令和2年度 相模原市中小企業研究開発補助金 【新型コロナウイルス関連型】 研究開発テーマ募集のご案内

新型コロナウイルス感染症を受けて、市内中小企業者等の感染症対策に資する製品（遠隔や非対面等）等の研究開発に要する経費の一部を補助する『相模原市中小企業研究開発補助金【新型コロナウイルス関連型】』の研究開発テーマを募集します。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

*** 新型コロナウイルス関連型募集概要 ***

○対象

市内に事業所を有し、単独又は共同で感染症対策に資する新技術・新製品開発等の研究開発を行う市内中小企業者が対象です。

○補助率及び補助金額

補助率：研究開発に要する経費の3/4以内

補助額：（1案件につき）50万円以上300万円以下です。

○補助対象期間 単年度（令和2年4月1日から令和3年3月12日まで）

○採択件数 10件程度を予定しております。

○申込受付期間 令和2年8月17日（月）～9月23日（水）必着

○選考方法 外部専門家（学識経験者、技術専門家、税理士等）の意見を聞き、評価を行います。

○申請書類 申込受付前に相模原市ホームページにて公開します。

公開日は令和2年8月13日（木）を予定しております。

相模原市ホームページ（<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>）からダウンロードするか、産業支援課までご連絡ください。

相模原市ホームページの

産業・ビジネス → 事業者向け情報 → 事業主向け助成制度 →

新製品・新技術の研究開発に関する助成制度（中小企業研究開発補助金）について
をご覧ください。

○申込み先

産業支援課（市役所本館5階）まで郵送にてお申込ください。

○問い合わせ先

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援課（担当：西島・寺嶋）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（市役所本館5階）

TEL：042-769-8237（直通）

★応募にあたっての注意点★

募集要領も併せてご確認ください。

●補助対象事業について

補助対象事業は、市内中小企業者が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発となります。ただし、以下の場合、対象となりません。

- ①研究内容が既に他において完成されたものと同じのものとみなされる場合
- ②申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委託する場合
- ③当該研究開発目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合

●補助対象者の要件について

補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業に係る研究開発拠点が市内である事業者等であり、相模原市が課税する市税を完納している者であって、次の各号に掲げるものとします。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、一部補助対象とならない団体等があります）

なお、株主や役員構成（例：発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業の所有）等により、補助対象者とならない場合があります。

●補助対象経費について

補助対象となる主な経費については以下のとおりです。（詳しくはお問い合わせください）

- ①原材料費
- ②機械装置・工具器具費
- ③外注加工費
- ④技術指導受入れ費
- ⑤直接人件費
- ⑥研究開発委託費（中小企業団体のみ）

●審査について

（1）審査の基準

- ①技術評価（研究内容の新規性、基礎技術、研究開発体制、研究方法等）
- ②事業化評価（開発成果の市場性や事業化に向けた計画・体制等）
- ③経理評価（資金の調達能力、企業内容等）

（2）審査結果の通知等

審査の結果（採択及び不採択）については、速やかに提案者に対して書面をもって通知します。また、採択された研究開発事業については、提案者名及びテーマ名等を市ホームページにて公表いたします。

●その他

（1）研究成果の帰属

補助事業を実施した結果得られた工業所有権（特許権、実用新案権など）は、補助事業者に帰属します。

（2）補助金の支払い

補助金は、原則として補助事業終了後の支払いとなります。

（3）同一の研究開発テーマで他の補助金を受けるものについては応募できません。

☆以下のとおり、本補助金の公募説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

◆◆相模原市中小企業研究開発補助金公募説明会のオンライン開催について◆◆

日 程：令和2年8月25日（火）15：00～16：30

開催方法：オンライン（ZOOMを用いて開催します。）

対 象：本補助金への応募をご検討されている方

共 催：（株）さがみはら産業創造センター

参加申込：別紙のとおり、FAX（042-770-9077）又はWEBサイト（<https://www.sic-sagamihara.jp/>）より、お申し込みください。お申し込み受付後、参加URLや視聴方法などに関するご案内を、E-Mailにてご連絡いたします。